

✓

一 検閲拒否映畫ノ没收ニ関シ規定スルコトノ可否

一 検閲再審制度ヲ規定スルコトノ可否

一 再審制度ヲ認ムトセバ映畫統制委員會ヲ以テ之ニ充ツルコトノ可否

一 現存映畫統制委員會ヲ官制化スルコトノ可否

一 映畫檢閲料ヲ規定スルコトノ可否

一 映畫製作従事者ノ説明者ノ試験制度ヲ規定スルコトノ可否

一 映畫ニ関スル廣告物ノ取締ニ関シ規定ヲ設クルノ可否

一 映畫ニ関シ版權類似ノ權利ヲ認ムルノ可否

一 ファイルムノ災害防止ノタメ其ノ取扱ニ関シ規定ヲ設クルコトノ可否

秘

犯罪手口票取扱規程案

(昭和十年十一月十四日)

犯罪手口票取扱規程

第一條 強盜、竊盜及詐欺ニ該當スル犯罪ノ被疑者ヲ檢舉シタル
トキハ別紙第一號表、第二號表及第四號表ニ依リ別紙第一號
様式ノ被疑者原紙(以下單ニ原紙ト稱ス)ヲ作成スベシ但シ微罪處
分ヲ為シ又ハ不起訴意見ヲ附シ送致セントスル者ニシテ再犯
ノ虞ナシト認メタル者ニ付テハ之ガ作成ヲ省略スルコトヲ得

第二條 原紙ハ一犯罪手口毎ニ一枚ヲ作成スベシ但シ犯罪ノ手
口同種ノモノニ付テハ其ノ重ナルモノニ付テ之ヲ作成
シ他ハ該原紙ノ備考欄ニ其ノ概要ヲ摘録スベシ

第三條 前二條ニ依リ作成シタル原紙ハ別紙第八號様式ノ送付

書ヲ添付シ之ヲ指定ノ廳府縣ニ送付スベシ

前項ニヨリ指定ヲ受ケタル廳府縣ハ之ヲ犯罪情報集中

廳(以下單ニ)ト稱ス

第四條 集中廳ニ於テ原紙ヲ受理シタルトキハ左ノ方法ニ依

リ之ヲ整理保存スベシ

一 別紙第三號表ニ依リ犯罪ノ手口別ニ分類スルコト

二 犯罪ノ手口同種ノモノニ枚以上アルトキハ年齢順ニ整理ス

ルコト

三 年齢同年ノモノニ枚以上アルトキハ身長順ニ整理スルコト

四 身長同長ノモノニ枚以上アルトキハ体格ノ大小順ニ整理

スルコト

第五條 原紙整理中同一人ノ同一犯罪手口ノ原紙ヲ発見シテ

ルトキハ左ノ各號ニ依リ之ヲ處理スベシ

一 新原紙表面下欄ノ前回原紙欄ニ舊原紙ノ氏名及手口番

號ヲ記入シ同時ニ其ノ左欄原紙整理回数欄ニ其ノ回数ヲ

朱示スルコト

二 舊原紙ハ保存原紙中ヨリ削除シ前條ニ準ジ別ニ之ヲ整理

保存スルコト

第六條 集中廳ニ於テハ原紙ニ基キ別紙第二號様式ノ氏名

索引票及異名索引票ヲ作成シ氏名ノ五十音順ニ整理保存

スベシ

第七條 被疑者ノ寫眞ヲ撮影シタルトキハ原紙ト共ニ之ヲ集中
聽ニ送付スベシ

集中聽ニ於テ前項ノ寫眞ヲ受理シタルトキハ原紙ニ基キ別
紙第三號様式ノ手口別寫眞票ヲ作成シ第四條ニ準ジ之ヲ整
理保存スベシ

第八條 強盜、窃盜及詐欺ノ被害發生シタルトキハ別紙第一
號表及第二號表及第四號表ニ依リ別紙第四號様式ノ被
害通報票(以下單ニ通
報票ト稱ス)ヲ作成シ別紙第八號様式ノ送付
書ヲ添付シ速ニ之ヲ集中聽ニ送付スベシ但シ事犯輕微ニシテ

通報手配ノ必要ナシト認メタルモノハ之ガ作成ヲ省略スル
コトヲ得

第九條 集中聽ニ於テ通報票ヲ受理シタルトキハ別紙第三號
表ニ依リ手口分類ノ上保存原紙ト對照シ該當原紙ヲ發見シ
タルトキハ其ノ旨通報聽府縣ニ速報スベシ

第十條 前條ニ依リ保存原紙ト對照シタルモ該當原紙ヲ發
見セザルトキハ左ノ各號ニ依リ之ヲ處理スベシ

一 通報票ハ第四條ニ準ジ別ニ之ヲ整理保存スベシ

二 通報票ニ基キ別紙第五號様式ノ被害者氏名票ヲ作成シ
氏名ノ五十音順ニ整理保存スベシ

三、通報票記載被害品中其ノ特徴ニ依リ他ノ同種ノ物ト正確ニ識別シ得ルモノアルトキハ別紙第六號様式ノ贓品票ヲ作成シ左ノ方法ニ依リ之ヲ整理保存スベシ

(イ) 別紙第五號表ニ依リ贓品ノ種別ニ分類スルコト

(ロ) 贓品ノ種別同種ノモノハ地質別、型致又ハ模様別製

作又ハ発行者別ニ分類スルコト

(ハ) 贓品ニシテ番號又ハ記號ヲ附シアルモノハ其ノ番號又

ハ記號順ニ整理スルコト

第十一條 集中廳ニ於テ通報票整理中同一人ノ犯行ト認めラ

ルル他ノ通報票ヲ発見シタルトキハ左ノ各號ニ依リ之ヲ處理

スベシ

一、各通報票ハ之ヲ一括整理スルト同時ニ函票ニ付精査ヲ遂

ゲ人相特徴其ノ他犯人識別上新資料ノ獲得ニカマルコト

二、前號ノ場合ニ於テハ其ノ都度別紙第七號様式ノ圖面ニ

犯行ノ地点ヲ点示シ犯行ノ日時順ニ番號ヲ附スルト同時

ニ其ノ裏面欄ニ内容ヲ詳記スルコト

三、第二號ノ圖面ハ犯罪ノ年月日順ニ整理シ最新ノモノヨリ順

次被害發生年月日順ニ整理シ別ニ保存スルコト

第十二條 前條第二號ノ圖面ニ依リ旅行的犯罪敢行ノ虞アリ

ト認めタルトキハ速ニ該犯人ノ進路ニ當ル關係廳府縣ニ通報

手配に被害ノ豫防、犯人ノ檢舉ニ付連絡協調ヲ為スベシ

第十三條 廳府縣ハ集中廳ニ對シ左記各號ノ事項ニ付照會ヲ為スコトヲ得

集中廳ニ於テ前項ノ照會ヲ受ケタルトキハ原紙、通報票、手口別寫眞票、贓品票又ハ圖面等ニ付對照シ其ノ結果ヲ速ニ回答スベシ

一 犯罪ノ手口ニ依リ該當被疑者ノ有無ニ付テノ照會

二 指名被疑者ノ手口内容又ハ親族知友職歴趣味其ノ他原

紙面記載事項ニ付テノ照會

三 人相特徴又ハ習癖等ニ依リ該當被疑者ノ有無ニ付テノ照

會

四 現場指紋ニ依リ該當犯人ノ有無ニ付テノ照會

五 被害者又ハ證人等ニ對シ手口別寫眞票閱覽方ノ照會

六 餘罪ノ有無ニ付テノ照會

七 該當贓品ノ有無ニ付テノ照會

第十四條 集中廳又ハ廳府縣ハ必要アリト認メタルトキハ相

互ニ又ハ他ノ集中廳ニ被害ノ通報手配又ハ前條ノ照會ヲ為

スコトヲ得

第十五條 原紙又ハ通報票送付後記載事項中ニ追加削除其

ノ他訂正ノ必要生ジタルトキハ別紙第九號様式ニ依リ速ニ

10
集中聴ニ通報スベシ

第十七條 廳府縣ニ於テ被疑者ヲ檢舉シタルトキハ速ニ其ノ氏名犯行ノ日時、場所、被害者名及犯行ノキロヲ集中聴ニ通報スベシ

集中聴ニ於テ前項ノ通報ヲ受ケタルトキハ速ニ其ノ被疑者ニ關スル通報票及圖面ノ有無ヲ調査シ該當スルモノアリタルトキハ之ヲ檢舉廳府縣ニ送付スベシ
第二項ノ場合ニ於テハ同時ニ其ノ被害者氏名票及贓品票ヲ發棄スベシ

第十七條 廳府縣ハ第二十條第一號又ハ第二十一條第一號ニ該當スル事實ヲ確認シタルトキハ別紙第十號様式ニ依リ速ニ集中聴ニ通報スベシ

第十八條 集中聴ニ於テハ刑事週報ヲ発行スベシ

前項ノ刑事週報ニハ其ノ期間内ニ取扱ヒタル事件ニシテ一般手配又ハ周知ノ要アリト認メタルモノニ付左ノ各號ニ依リ登載シ之ヲ各廳府縣ニ送付スベシ

- 一 容疑者アルモ犯罪事實不明ノ場合（人アリ犯罪ヲ求ム）
- 二 犯罪發生シ犯人不明ノ場合（犯罪アリ人ヲ求ム）
- 三 贓品ト認トラルルモ其ノ被害者不明ノ場合（品アリ持

主ヲ求ム）

- 四、被害品ノ所在不明ノ場合（持主アリ品ヲ求ム）
- 五、被疑者判明セルモ其ノ所在不明ノ場合（指名手配）
- 六、手配中ノ被疑者ヲ檢舉セル場合（手配解除）
- 七、新規ノ犯罪手口、犯人ノ檢舉其ノ他刑事警察上参考トナ
ルベキモノアル場合（参考資料）

第十九條 刑事週報ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ整理シ満三年間保存
スベシ

- 一、集中廳別ニ整理スルコト
- 二、各項目別ニ分類シ発行年月日順ニ整理スルコト
- 三、爾後ノ週報ト對照シテ其ノ都度整理スルコト

第二十條 集中廳ハ左ノ各號ニ該當スル原紙、氏名票、異名
票及手口別寫眞票ヲ廢棄スベシ

- 一、被作成者ノ死亡ヲ確認シタルトキ
- 二、被作成者ノ年齢満七十五歳ニ達シタルトキ
- 三、作成後満十五年ヲ経過シタルトキ但シ事犯輕微ノモノ
ハ満五年ヲ経過シタルトキ
- 四、其ノ他保存ノ必要ナシト認めタルトキ

第二十一條 左ノ各號ニ該當スル通報票、被害者氏名票、圖面
及贓品票ハ集中廳ニ於テ之ヲ廢棄スベシ

- 一、死亡後當該被疑者ナルコト判明シタルトキ

ニ作成後満十年ヲ経過レタルトキ但シ率犯輕微ナルモノハ
満三年ヲ経過レタルトキ

第二十二條 廳府縣ニ於テハ毎年一月末日マデニ別紙第十一號
様式ニ依リ前年中ニ於ケル稟紙及通報票ノ作成成績ヲ調
査シ之ヲ内務省ニ報告スベシ

第二十三條 集中廳ニ於テハ毎年一月末日マデニ別紙第十二號
第十三號及第十四號様式ニ依リ前年中ニ於ケル稟紙、通
報票、手口別寫眞票及贓品票等ノ受理、作成及利用成績
ヲ調査シ之ヲ内務省ニ報告スベシ

附 則

第二十四條 集中廳以外ノ廳府縣ニ於テハ本令ニ定ムル犯罪
手口票ヲ各一枚宛作成シ之ヲ豫備票トシテ保管シ管内
ノ犯罪捜査ニ利用スベシ

前項ノ豫備票ヲ作成保管シ難キ廳府縣ニ在リテハ其ノ
事由ヲ具シ之ガ承認ヲ受クベシ

本令ハ昭和十一年 月 日ヨリ之ヲ施行ス